

## 羽島市公式ウェブページ広告取扱要領

平成22年3月2日決裁

改正 平成30年4月23日決裁

改正 平成31年3月 6日決裁

(趣旨)

第1条 この要領は、羽島市有料広告掲載に関する要綱（平成19年羽島市告示第29号。以下「要綱」という。）の規定に基づき、羽島市公式ウェブページ（以下「本市ウェブページ」という。）への広告掲載について、必要な事項を定めるものとする。

(広告の種類)

第2条 本市ウェブページに掲載する広告は、バナー広告（以下「広告」という。）とする。

(掲載可能な広告の範囲)

第3条 本市ウェブページに広告を掲載できる者、広告の内容、広告の表現及びリンク先ウェブサイトの内容の範囲は、要綱第5条、第6条及び第7条の規定によるものとする。

(広告の規格)

第4条 広告の1枠の規格は、次のとおりとする。

- (1) 縦 55ピクセル
  - (2) 横 220ピクセル
  - (3) 容量 100キロバイト以内
  - (4) データ形式 J E P G形式又はG I F形式（アニメーション不可）
- 2 広告の掲載場所は、本市ウェブページのトップページとし、当該トップページ内での掲載位置は、市長が指定するものとする。
- 3 広告の掲載可能枠数は、10枠とする。
- 4 市長は、第2項の掲載場所に不足が生じたとき、又は広告を掲載しようとする者（以下「広告主」という。）から希望があるとき、若しくは広告の掲載場所を追加して設ける必要があると判断したときは、新たに広告掲載場所を設けることができる。

5 広告の掲載は、1 広告主につき 1 枠限りとする。

(広告の募集)

第 5 条 広告の募集は、本市ウェブページその他適切な方法により行うものとする。

(広告掲載料)

第 6 条 広告掲載料は、1 枠当たり月額 8, 0 0 0 円 (消費税及び地方消費税を含む) とする。

(広告の掲載期間)

第 7 条 広告を掲載する期間 (以下「掲載期間」という。) は、1 カ月単位とし、原則として連続する掲載期間は 1 2 カ月を限度とする。

2 前項の規定にかかわらず、広告の掲載可能枠に空きがあるときは、再掲載を妨げない。

3 掲載期間には、維持管理等のため本市ウェブページの公開を停止する期間を含むものとする。

(広告の開始日等)

第 8 条 広告の掲載開始日は月の初日とし、掲載終了日は月の末日とする。

(広告掲載の申込及び決定)

第 9 条 広告主は、要綱第 1 1 条の規定による有料広告掲載申込書に、次に掲げる書類等を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 広告原稿素材 (画像データ)

(2) 広告申込者の業務内容等がわかるもの

2 市長は、前項の申込書の提出があったときは、要綱第 1 9 条第 1 項に規定する審査会の審査を経て広告掲載の適否を決定し、要綱第 1 2 条第 3 項の規定による決定通知書を広告主に交付するものとする。

3 審査会による広告掲載の決定は、書面持ち回りによる審査で行うことができるものとする。

(広告掲載料の納付)

第 1 0 条 広告掲載料は前納を原則とし、広告主は市長が指定する期日までに市が発行する納付書により、一括して納入しなければならない。

(広告掲載料の返還)

第 1 1 条 広告掲載料は、返還しない。ただし、市の都合により広告の掲

載ができなくなった場合は、この限りでない。

(広告掲載の取消)

第12条 市長は、広告主のウェブページの内容が広告の掲載申込時から変更され、要綱の規定に違反すると判断したとき、及び第3者に被害を与え、又は与えると想定できるときは、広告の掲載期間中であっても、広告の掲載を取り消すことができる。

(広告のリンク先の変更)

第13条 広告主は、広告のリンク先を変更するときは、変更する前までに市長に申し出るものとする。

(広告主ウェブページ閲覧者に対する被害賠償等)

第14条 広告主のウェブページを閲覧することにより、閲覧者がウィルス等の被害を受けたとき、及び広告主と閲覧者の間で発生する問題事項については、広告主の責任で被害賠償等速やかに対処するものとする。

(補則)

第15条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定めるものとする。

附 則

この要領は、平成22年4月1日から施行する。

附 則 (平成30年4月23日決裁)

この要領は、平成30年4月24日から施行する。

附 則 (平成31年3月6日決裁)

この要領は、平成31年3月7日から施行する。